（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律の施行前にした行為及び附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第三十一条　地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「、地方議会議員共済会」を削る。

第三百四十八条第四項中「、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会」を「及び地方公務員共済組合連合会」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　存続共済会に対する前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同号中「地方公務員共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

2　前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項及び前項の規定（同条第四項に係る部分に限る。）は、平成二十四年度分以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（私立学校教職員共済法の一部改正）

第三十三条　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第七十四条第一項第一号の項中「（第十一章を除く。以下この条、第七十八条の二、第七十九条第六項及び第百十四条の二において同じ。）」を削り、「地方公務員等共済組合法の規定」及び「同法の規定」を「同法」に改め、同表第八十条第二項の項中「第八十条第四項」に、「共済会」を「議長」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第三十四条　株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「及び第百五十八条（給付の種類）」を削る。

（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金並びに特例退職年金、特例公務傷病年金及び特例遺族年金は、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、前条の規定による改正後の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第三十六条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項第一号中「（第十一章を除く。以下この条、第七十八条の二、第七十九条第六項及び第百十四条の二において同じ。）」を削り、「及び地方公務員等共済組合法」を「及び同法」に改める。

第八十条第四項中「地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する共済会」を「地方公共団体の議会の議長」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第三十七条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「（第十一章を除く。）」を削る。

第百八条第二項中「、地方公務員等共済組合法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会」を削る。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　存続共済会に対する前条の規定による改正後の国民年金法第百八条第二項の規定の適用については、同項中「共済組合若しくは」とあるのは、「共済組合、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会若しくは」とする。

（所得税法の一部改正）

第三十九条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一地方議会議員共済会の項を削る。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条　存続共済会は、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、同法別表第一に掲げる法人とみなす。

（法人税法の一部改正）

第四十一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方議会議員共済会の項を削る。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　存続共済会は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法別表第二に掲げる法人とみなす。

2　存続共済会は、地方税法第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

（登録免許税法の一部改正）

第四十三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十六の項を次のように改める。

十六　削除		

別表第三の十七の項の第二欄中「地方公務員等共済組合法」の下に「（昭和三十七年法律第百五十二号）」を加える。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条　存続共済会が受ける前条の規定による改正前の登録免許税法別表第三の十六の項の第三欄に掲げる登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四十五条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十の項を次のように改める。

二十　地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する給付のうち年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの